

老介発0327第1号  
老高発0327第1号  
老振発0327第1号  
老老発0327第2号  
平成27年3月27日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局介護保険計画課長  
(公印省略)  
高齢者支援課長  
(公印省略)  
振興課長  
(公印省略)  
老人保健課長  
(公印省略)

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について

標記については、「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）」、「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第二条第三号及び第四条第三号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第10号）」、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（平成27年厚生労働省告示第74号）」、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（平成27年厚生労働省告示第75号）」、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（平成27年厚生労働省告示第76号）」、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（平成27年厚生労働省告示第77号）」、「指定居宅介護支援に要する費

用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（平成 27 年厚生労働省告示第 84 号）」、「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（平成 27 年厚生労働省告示第 85 号）」、「指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（平成 27 年厚生労働省告示第 86 号）」、「介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額の一部を改正する件（平成 27 年厚生労働省告示第 78 号）」、「介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額の一部を改正する件（平成 27 年厚生労働省告示第 79 号）」、「介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する特定介護老人福祉施設における居住に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額の一部を改正する件（平成 27 年厚生労働省告示第 80 号）」、「厚生労働大臣が定める地域密着型サービス費の額の限度に関する基準の一部を改正する件（平成 27 年厚生労働省告示第 87 号）」、「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法の一部を改正する件（平成 27 年厚生労働省告示第 88 号）」、「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の一部を改正する件（平成 27 年厚生労働省告示第 89 号）」、「厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数の一部を改正する件（平成 27 年厚生労働省告示第 90 号）」、「厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護費に係る単位数の一部を改正する件（平成 27 年厚生労働省告示第 91 号）」、「厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域の一部を改正する件（平成 27 年厚生労働省告示第 92 号）」、「厚生労働大臣が定める一単位の単価の全部を改正する件（平成 27 年厚生労働省告示第 93 号）」、「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等の全部を改正する件（平成 27 年厚生労働省告示第 94 号）」、「厚生労働大臣が定める基準の全部を改正する件（平成 27 年厚生労働省告示第 95 号）」、「厚生労働大臣が定める施設基準の全部を改正する件（平成 27 年厚生労働省告示第 96 号）」、「介護保険法施行規則第六十八条第三項及び第八十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額の一部を改正する件（平成 27 年厚生労働省告示第 97 号）」、「厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地

域の一部を改正する件（平成 27 年厚生労働省告示第 98 号）、「厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等の一部を改正する件（平成 27 年厚生労働省告示第 99 号）」、「厚生労働大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合の一部を改正する件（平成 27 年厚生労働省告示第 100 号）」、「介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額の一部を改正する件（平成 27 年厚生労働省告示第 101 号）」及び「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修の一部を改正する件（平成 27 年厚生労働省告示第 102 号）」が公布され、平成 27 年 4 月 1 日から施行される。

これらの制定及び改正等に伴う通知の改正の内容については、下記のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取り扱いにあたっては遺漏なきよう期されたい。

## 記

- 1 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年 3 月 1 日老企第 36 号）の一部改正  
別紙 1 のとおり改正する。
- 2 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年 3 月 8 日老企第 40 号）の一部改正  
別紙 2 のとおり改正する。
- 3 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 17 日老計発第 0317001 号・老振発第 0317001 号・老老発第 0317001 号）の一部改正  
別紙 3 のとおり改正する。
- 4 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地

域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号・老振発第 0331005 号・老老発第 0331018 号）の一部改正

別紙 4 のとおり改正する。

- 5 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号）の一部改正  
別紙 5 のとおり改正する。なお、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）による改正後の介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「新介護保険法」という。）に基づく一定以上所得者の 2 割負担に係る記載は平成 27 年 8 月 1 日から適用する。
- 6 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号・老振発第 0331004 号・老老発第 0331017 号）の一部改正  
別紙 6 のとおり改正する。なお、新介護保険法に基づく一定以上所得者の 2 割負担に係る記載は平成 27 年 8 月 1 日から適用する。
- 7 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 11 年 7 月 29 日老企第 22 号）の一部改正  
別紙 7 のとおり改正する。
- 8 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について（平成 18 年 3 月 31 日老振発 0331003 号、老老発 0331016 号）の一部改正について  
別紙 8 のとおり改正する。
- 9 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 12 年 3 月 17 日老企第 43 号）の一部改正  
別紙 9 のとおり改正する。なお、新介護保険法に基づく一定以上所得者の 2 割負担に係る記載は平成 27 年 8 月 1 日から適用する。
- 10 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（平成 12 年 3 月 17 日老企第 44 号）の一部改正  
別紙 10 のとおり改正する。なお、新介護保険法に基づく一定以上所得者の

2割負担に係る記載は平成 27 年 8 月 1 日から適用する。

- 11 健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 12 年 3 月 17 日老企第 45 号）の一部改正

別紙 11 のとおり改正する。なお、新介護保険法に基づく一定以上所得者の 2割負担に係る記載は平成 27 年 8 月 1 日から適用する。

- 12 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点について（平成 12 年 3 月 8 日老企第 41 号）の一部改正

別紙 12 のとおり改正する。

- 13 介護給付費請求書等の記載要領について（平成 13 年 11 月 16 日老老発第 31 号）の一部改正

別紙 13 のとおり改正する。

- 14 栄養マネジメント加算及び経口移行加算等に関する事務処理手順例及び様式例の提示について（平成 17 年 9 月 7 日老老発第 0907002 号）の一部改正

別紙 14 のとおり改正する。

- 15 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第 72 条第 2 項及び第 97 条第 7 項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について（平成 18 年 10 月 17 日老計発第 1017001 号）の一部改正

別紙 15 のとおり改正する。

- 16 居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について（平成 12 年 3 月 8 日老企第 42 号）の一部改正

別紙 16 のとおり改正する。なお、新介護保険法に基づく一定以上所得者の 2割負担に係る記載は平成 27 年 8 月 1 日から適用する。

17 介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて（平成  
12年1月31日老企第34号）の一部改正

別紙17のとおり改正する。

18 特定施設入居者生活介護事業者が受領する介護保険の給付対象外の介護サ  
ービス費用について（平成12年3月30日老企第52号）の一部改正

別紙18のとおり改正する。

- 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第72条第2項及び第97条第7項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について（平成18年10月17日老計発第1017001号厚生労働省老健局計画課長）（抄）  
（変更点は下線部）

関係団体、該当事業所並びに各都道府県が選定する外部評価機関への周知をお願いしたい。「認知症高齢者グループホームの適正な普及について」(平成13年3月12日老計発第13号本職参考例等につき)、「認知症高齢者グループホームの自己評価基準及び評価指標」(平成14年1月28日老計発第3号本職参考例等につき)、「認知症高齢者グループホームの共同生活介護(認知症対応型共同生活介護の実施について)(平成14年7月26日老計発第0726002号本職通知)、「認知症介護研究・研修業務を行いう際の具体的な手続等について」(平成14年7月31日老計発第0731001号本職通知)については、廃止する。なお、本通知は、地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものである。

## 記

1 自己評価及び外部評価について  
地域指定基準及び外部評価の実施については、地域密着型城密着型城密着型介護予防サーサーの評価指標を含む。以ビス対応型居宅介護予防事業所を含む。以下の規定に基づいています。  
1 地域密着型基準及び外部評価の実施について  
地域密着型基準及び外部評価の実施については、地域密着型城密着型城密着型介護予防サーサーの評価指標を含む。以ビス対応型居宅介護予防事業所を含む。以下の規定に基づいています。  
1 地域密着型基準及び外部評価の実施について  
地域密着型基準及び外部評価の実施については、地域密着型城密着型城密着型介護予防サーサーの評価指標を含む。以ビス対応型居宅介護予防事業所を含む。以下の規定に基づいています。

また、本通知に伴い、「認知症高齢者グループホームの適正な普及について」(平成13年3月12日老計発第13号本職参考例等につき)、「認知症高齢者グループホームの自己評価基準及び評価指標」(平成14年1月28日老計発第3号本職参考例等につき)、「認知症高齢者グループホームの共同生活介護(認知症対応型共同生活介護の実施について)(平成14年7月26日老計発第0726002号本職通知)、「認知症介護研究・研修業務を行いう際の具体的な手続等について」(平成14年7月31日老計発第0731001号本職通知)については、廃止する。なお、本通知は、地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものである。

## 記

1 自己評価及び外部評価について  
地域指定基準及び外部評価の実施については、地域密着型城密着型介護予防サーサーの評価指標を含む。以下の規定に基づいています。  
1 地域密着型基準及び外部評価の実施について  
地域密着型基準及び外部評価の実施については、地域密着型城密着型城密着型介護予防サーサーの評価指標を含む。以ビス対応型居宅介護予防事業所を含む。以下の規定に基づいています。  
1 地域密着型基準及び外部評価の実施について  
地域密着型基準及び外部評価の実施については、地域密着型城密着型城密着型介護予防サーサーの評価指標を含む。以ビス対応型居宅介護予防事業所を含む。以下の規定に基づいています。

各事業者は、自己評価及び外部評価の実施並びにそれに図るこ  
とが、指定基準による結果の公表を行い、自らのサービスの質の改  
善を図ることで、利用者に対する介護従業者に対する認識付けを図  
る。各事業者は、自己評価及び外部評価の実施並びに常に図るこ  
とが、指定基準による結果の公表を行い、自らのサービスの質の改  
善を図ることで、利用者に対する介護従業者に対する認識付けを図  
る。

結果の公表を行い、自らのサービスの質の改善を図るために、利用業者に図示する。これが、指定期準に沿って、義務付けられており、その実現度合いを評価するための指標となる。この指標は、サービスの品質向上と、利用者の満足度向上に寄与するものである。

自己評価及び外部評価の実施回数

- (1) 事業者は、都道府県が定めるものとする。  
(2) 都道府県は、事業所ごとの自己評価及び外部評価を実施する。回数を定めるにあたっては、原則として、少なくとも年間に1回は自己評価及び外部評価を実施させると。

B) 都道府県は、過過去に外部評価を5年間継続して実施した評価を全ての事業者に適用する。この期間は、「5年間」については、実施回数を2年に1回とする。この場合に、(2)の規定にかかる事項は、(1)の規定にかかる事項と併せて実施する。この場合に、(2)の規定にかかる事項は、(1)の規定にかかる事項と併せて実施する。

自ら評議年表が外却評任の実情同様

- 自己評価及び外部評価の実施回数は、都道府県が定めるものとする。  
(1) 事業者は、都道府県は、事業所ごとの自己評価及び外部評価の実施を実施する。  
(2) 都道府県は、事業者にあたっては、原則として、少なくとも年1回は自己評価及び外部評価を実施させることとする。

評価を全て満たす場合、継続して実施する要件を全ての外業者に掲げる場合に、次に、かつて、かかわらざる事業者には、「5年間は、実施する要件を全て満たす場合、継続して実施する要件を全ての外業者に掲げる場合に、(2)の規定に1回とすることとする。」とある。この規定は、(2)の規定を2年に1回とすることとする場合の実施回数を実施する事業所として実施して実施する事業所である。

なお、都道府県は、当該実施回数を適用する旨を定める。市町村と協議し、同意を得る。別紙4の「1 目標達成計画」を市町村に提出すること。  
（イ）運営推進会議が、過去1年間に6回以上開催されていること。  
（ウ）運営会議に、事業所の存する市町村の職員又は地元の職員が必ず出席していること。  
（エ）別紙4の「1 目標達成計画」の2、3、4、6の実践状況（外部評価）が適切であること。

自己証明の実体

- 3 自己評価の実施  
事業者は、各都道府県の定める項目により、自己評価の実施

白三藏

- 自己事業者の是、各都道府県の定める評価に係る項目により実施

6

- 自己事業者の是、各都道府県の定める評価に係る項目により実施

自ら提供するサービス等につき、評価を設置業者と当該事業者が介護認定の下に、各都道府県の運営・評議會と実施する評価を行うものとする。人材の評議會と自己である。

外部評価の実務手続

- (1) ア 事業者から評価機関に対する申込みを受けようとするときには、都道府県が外等に管轄する事務所に連絡して、評価機関が受ける情報提供を受けること。評価機関は、評価機関が実施する能力があることを認めた場合、評価機関の評価結果を公表する。

(2) ア 事業者が評価機関に対する申込みを受けようとするときには、都道府県が外等に管轄する事務所に連絡して、評価機関が受ける情報提供を受けること。評価機関は、評価機関が実施する能力があることを認めた場合、評価機関の評価結果を公表する。

外部評議の実務手続



外部評議の実施手続



自ら提供するサービス等について、業者所が介護事業の定めで評価を行なうものとする。人材を運営・運営議評価として実施する。

- (1) ア 事業者から評価機関に対する申込み事業者が外部評価を受けるようとするときは、都道府県から連絡先等について情報提供を受けている評価機関が事業所に係る外部評価を実施する能力があると定めた法人をいう。(各都道府県が管内の認知症対応型共生生活介護認めて選定した法人を以下同じ。)に申し込むこと。

イ 評価機関の具体的な要件及び選定手続等については、別紙2の1のとおりとすること。

ア 事業者は、評価機関が受ける研修、評価機関が事業者とは、それぞれの実際の際の際の別紙1、別紙2の2、別紙3の1及び別紙3の2とのおりであること。

イ 評価機関による外部評価の実施例、実施評価契約書の参考例は、評価機関に申し込んだ後、同機関との間に對する評価契約を結び、その契約に基づき実施要領を執行する。

ア 評価機関は、評価契約を支払うこと。

イ 評価機関は、別紙3の1のひな形に基づき実施要領を評価業務手数料として評価業務を定め、当該機関が評価して評価業務を実施する。

(1) 評価機関については、当該サービスの利用を希望する者による事業所の選択に資するために、独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉保健医療情報ネットワークシステム(WAMNET)」を利用して、別紙4の「1 自己評価及び外部評価結果」及び「2 目標達成計画」(以下「評

- 結果の公表について  
(1) 評価機関は、当該サービスの利用を希望する者による事務業所の選択に資するために、独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉保健医療情報ネットワークシステム(WAMNET)」を利用して、別紙4の「1 自己評価及び外部評価結果」及び「2 目標達成計画」(以下「評

- (2) ア 重要事業所内ページによる評価結果等は、その家族に対する説明の際に添付すること。
- イ メリット事業者又はその文書に記した文書に添付する上、説明すること。
- ウ 提供を行うこと。
- エ 指定を受けた市町村に対し、評価結果等を提出すること。
- オ おおむね利用者の家族へ手交若しくは送付等により利用者及び利用者の家族へ手交若しくは送付等により利用者及び利用者と同様の取扱いとする。
- （3）この場合の市町村とは、事業所が存する市町村に限らず、平成18年4月1日以後、指定を受けた他の市町村に限らず、対して評価結果等についても、自ら設置する運営推進会議に係る評価結果等に同様の取扱いとする。
- オ おおむね事業所による評価結果等を提出する市町村は、当該事業所の選択に資するため、自ら設置する運営推進会議に係る評価結果等を提出する。
- （3）この場合の市町村とは、事業所が存する市町村に限らず、平成18年4月1日以後、指定を受けた他の市町村に限らず、対して評価結果等についても、自ら設置する運営推進会議に係る評価結果等を提出する。

- （2）ア 重要事業所記入欄等は、その文書に添付する上、説明すること。
- イ メリット事業者又はその文書に記した文書に添付する上、説明すること。
- ウ 提供を行うこと。
- エ 指定を受けた市町村に対し、評価結果等を提出すること。
- オ おおむね利用者の家族へ手交若しくは送付等により利用者及び利用者の家族へ手交若しくは送付等により利用者及び利用者と同様の取扱いとする。
- （3）この場合の市町村とは、事業所が存する市町村に限らず、平成18年4月1日以後、指定を受けた他の市町村に限らず、対して評価結果等についても、自ら設置する運営推進会議に係る評価結果等に同様の取扱いとする。
- オ おおむね事業所による評価結果等を提出する市町村は、当該事業所の選択に資するため、自ら設置する運営推進会議に係る評価結果等を提出する。
- （3）この場合の市町村とは、事業所が存する市町村に限らず、平成18年4月1日以後、指定を受けた他の市町村に限らず、対して評価結果等についても、自ら設置する運営推進会議に係る評価結果等を提出する。

- 6 福祉サービスの第三者評価及び介護サービス情報の公表制度とその関係
- （1）福祉サービスの第三者評価（社会福祉法人等の提供する第三者的評価）は、事業者が専門的な立場から行つた評価である。指針については、「福祉サービス第三者評価事業第0507001号、福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」（平成16年5月7日雇児発第0507001号）及び「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」（平成16年5月7日雇児発第0507001号）に基づき、各評価項目の判断基準に関するガイドラインについて」（平成16年8月24日雇児総発第0824001号、社援基発第0824001号、老計発第0824001号）を発出し、福祉サービスに共通した評価基

- 6 福祉サービスの第三者評価及び介護サービス情報の公表制度とその関係
- （1）福祉サービスの第三者評価（社会福祉法人等の提供する第三者的評価）は、事業者が専門的な立場から行つた評価である。指針については、「福祉サービス第三者評価事業第0507001号、福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」（平成16年5月7日雇児発第0507001号）及び「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」（平成16年5月7日雇児発第0507001号）に基づき、各評価項目の判断基準に関するガイドラインについて」（平成16年8月24日雇児総発第0824001号、社援基発第0824001号、老計発第0824001号）を発出し、福祉サービスに共通した評価基

その他 各都道府県は、本通知の内容について、評価機関に対する評価伝達を行なうとともに、各評価機関と連携し、現在適切な情報調査員として活動している者に対するオローラアップ研修等を開催するなどの対応をお願いしたい。

8 経過期間 都道府県において所要の体制を整えるのに一定の期間を要するごとに鑑み、各都道府県の判断により、平成22年3月31日までの間は、改正前の通知に基づき実施できるものとする。

(別紙1) 小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型共同生活介護事業所に係る自己評価及び外部評価の評価項目  
(参考例)  
(略)

（2）保護は、実業者質のところである。このことから、いざれの制度は、事業者質のところである。このことから、いざれの制度は、事業者質のところである。

なお、本件については、厚生労働省雇用均等・児童家庭であります。介護局及び同局障害保健福祉部とも協議済みであります。介護法（平成9年法律第123号）の規定に基づく介護サービスの公表制度（以下「情報公表制度」という。）は、一方、外部評価制度は、サービスの質の狙いとしている。このためには、実業者質のところである。

このところでは、認知症評価の実施をもつて、前記通知したものとみなすことを実施したものです。このことから、いざれの制度は、事業者質のところである。

その他 各都道府県は、本通知の内容について、評価機関に対する評価機関と連携し、現在適切な情報伝達を行なうとともに、各評価機関と活動していきたい。

別紙1) 認知症対応型共同生活介護事業所に係る自己評価及  
び外部評価の評価項目(参考例)  
削除)

別紙2の1) 外部評価の要件及び選定手続等につき(略)

21

説教機関の要件

- (1) 法人であること。  
(2) 2の要件を満たす評価調査員を、必要数確保していること。

(3) 認知症介護に関する学識経験者、認知症対応型共同生活介護事業者、認知症介護委員会の家族等の代表者等からなる評価調査員を設置していること。

(4) 「福祉医療情報システム(WAMNE-T)」に掲載して公表する規程等を定め、それらに基づいて適切に業務を行われる評価依頼の受付、評価手続、評価審査委員会の手続、評価結果による評価を受ける評価調査員を設置していること。

(5) 次に掲げる規程等を定め、それらに基づいて適切に業務を行われる評価依頼の受付、評価手続、評価審査委員会の手続、評価結果による評価を受ける評価調査員を設置していること。

(6) 公正中立な立場で締結する契約書の参考例(別紙3の2参照)。

۲۱۷

証紙機關の要件

<p>があるなど、都道府県において、当該法人に外部評価を行わせることである例）</p> <p>（不適当である例）</p> <p>ア 当該法人が自ら<u>小規模多機能型居宅介護事業所</u>又は<u>認知症対応型居宅介護事業所</u>を設置・運営しているとき。</p> <p>イ 当該法人の理事会等の構成員の多数が、<u>小規模多機能型居宅介護</u>の事業者又は従業者によって占められているとき。</p> <p>ウ 外部評価を行う上で十分な資金計画が立てられないなど、安定的な事業運営の可能性に疑義があるとき。</p>	<p>あるなど、都道府県において、当該法人に外部評価を行わせることである例）</p> <p>（不適当である例）</p> <p>ア 当該法人が自ら<u>認知症対応型共同生活介護事業所</u>を設置・運営しているとき。</p> <p>イ 当該法人の理事会等の構成員の多数が、<u>認知症対応型共同生活介護</u>の事業者又は従業者によって占められているとき。</p> <p>ウ 外部評価を行う上で十分な資金計画が立てられないなど、安定的な事業運営の可能性に疑義があるとき。</p>	<p>評価調査員の要件</p> <p>2 (1) 評価調査員は、当該評価調査員が属する評価機関が所在する都道府県又は都道府県が指定した法人が実施する評価調査員養成研修を受けること。</p> <p>（旧実務者研修（認知症介護実践等）、介護相談員養成研修（認知症介護実践等）を既に修了した者にあっては、カリキュラムの全部又は一部が重複して該部分を受講してもこの条件を満たしたものとし、評価調査員は、第三者としての客観的な観点から評価の実務を行ふに当たって、不適当と認められる事由がない者であること。</p> <p>（不適当である例）</p> <p>ア 認知症対応型共同生活介護事業所を運営している者。</p> <p>イ 認知症対応型共同生活介護事業者により組織される団体の役職員。</p> <p>評価機関の選定手續等</p> <p>3 (1) 都道府県から評価機関としての選定を受けようとする法</p>
---	--	---

人は、都道府県の所管課に次の書類を提出し、審査を受けるものとする。  
① 評価機関選定申込書  
② 法人登記簿の謄本  
③ 委員会の委員名簿及び各委員の就任承諾書  
④ 職員名簿  
⑤ 調査委員会の職員の就任承諾書

人は、都道府県の所管課に次の書類を提出し、審査を受け  
るものとする。  
①評価機関選定申込書  
②評価人名簿  
③評価委員会の委員名簿及び各委員の就任承諾書  
④評価委員会の職務規程  
⑤評価委員会の開催場所

⑥ 評価手数料及びその算定根拠 その他都道府県において必要と認められる書類選定を受けた後に前項の内容のいずれかにあって機関は、変更後とのどする。評価が生管課は、連絡事務所に通じるものとします。都道府県の所管課は、各事業所内のおおなまえについてホームページ等を活用し、広く情報通報する。

評価手数料及びその算定根拠 その他都道府県において必要と認められる書類選定を受けた後に前項の内容のいずれかにあって機関は、変更後とのどする。評価が生管課は、連絡事務所に通じるものとします。都道府県の所管課は、各事業所内のおおなまえについてホームページ等を活用し、広く情報通報する。

評価手数料及びその算定根拠 その他都道府県において必要と認められる書類選定を受けた後に前項の内容のいずれかにあって機関は、変更後とのどする。評価が生管課は、連絡事務所に通じるものとします。都道府県の所管課は、各事業所内のおおなまえについてホームページ等を活用し、広く情報通報する。

評価手数料及びその算定根拠 その他都道府県において必要と認められる書類選定を受けた後に前項の内容のいずれかにあって機関は、変更後とのどする。評価が生管課は、連絡事務所に通じるものとします。都道府県の所管課は、各事業所内のおおなまえについてホームページ等を活用し、広く情報通報する。

- る。

② 評価機関は、前記の調査等がなされるとときは、積極的にこれに協力するものとする。

③ 都道府県は、現に外部評価業務が行わっていないときは、又は、評価機関としての要件を欠く具体的な事実を認め、是正しあるべき場合は、期限を付して当該事実の是正を求める。

④ 都道府県は、選定の撤回に当たっては、文書をもって通知しなければならないものとする。

る。

② 評価機関は、前記の調査等がなされるとときは、積極的にこれに協力するものとする。

③ 都道府県は、現に外部評価業務が行われていないとき、又は、評価機関としての要件を欠く具体的な事実を認め、是正したときは、評価機関としての要件を付して当該事実を求める。都道府県は、選定を撤回に当たつては、文書をもつて通知しなければならないものとする。

④ 通知しなければならないものとする。

### その他の留意事項



### その他の留意事項



別紙2の2) 評価調査員養成等研修の実施について

別添)

別紙2の2) 評価調査冒頭等研修の実施について

# 11 評価調査員養成研修（標準カリキュラム） 小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護の基本 講義理解

<p>(別紙3の1) 小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型共同生活介護事業所に係る外部評価実施要領(ひな形)</p> <p>〔評価機関の名称〕(以下、「当機関」という。)における小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型共同生活介護事業所の外部評価の実施については、本実施要領に定める。</p>	<p>〔評価機関の名称〕(以下、「当機関」という。)における認知症対応型共同生活介護事業所の外部評価の実施については、本実施要領に定める。</p>
<p>1. 地域密着型サービスの外部評価の目的と基本方針 (各評価機関において記入)</p> <p>2. 外部評価の体系及び評価項目 別添1によるものとする。</p> <p>なお、認知症対応型共同生活介護事業所については、評価を受けける事業所が複数のユニットで構成されている場合は、特別な事情がある場合を除き、下記の評価手続は事業所全体のユニットについて行った上で、最終的な評価は事業所全体を単位として行うものとする。</p> <p>3. 外部評価の構成 外部評価は、当機関の委嘱する複数の評価調査員(そのうち、主となる評価調査員を主任評価調査員とする。)により実施された「書面調査」と「訪問調査」の結果を総合した上で、当機関としての決定に基づき行う。</p> <p>4. 書面調査 当機関は、事業所から外部評価の依頼を受けた場合には、所定の手続きに基づき契約の締結、評価手数料の受領を行った後に、「現況調査」と「自己評価調査」を行うため、次の書面の提出を求めめる。</p> <p>(1) 事業所の運営概要が分かる書類 例ええば、運営規程、利用契約書、重要事項説明書、パンフレット等</p> <p>(2) 事業所のサービス提供概要が分かる書類 例ええば、介護計画書・業務日誌の様式、職員勤務時間表、食事内容の記録等</p> <p>(3) 自己評価及び外部評価結果(別紙4)</p>	<p>1. 地域密着型サービスの外部評価の目的と基本方針 (各評価機関において記入)</p> <p>2. 外部評価の体系及び評価項目 別添1によるものとする。</p> <p>なお、認知症対応型共同生活介護事業所については、評価を受けける事業所が複数のユニットで構成されている場合は、評価を受けた事業所が複数のユニットで構成されることは、評価を受けた事業所全体を単位として行うものとする。</p> <p>3. 外部評価の構成 外部評価は、当機関の委嘱する複数の評価調査員(そのうち、主となる評価調査員を主任評価調査員とする。)により実施された「書面調査」と「訪問調査」の結果を総合した上で、当機関としての決定に基づき行う。</p> <p>4. 書面調査 当機関は、事業所から外部評価の依頼を受けた場合には、所定の手続きに基づき契約の締結、評価手数料の受領を行った後に、「現況調査」と「自己評価調査」を行うため、次の書面の提出を求めめる。</p> <p>(1) 事業所の運営概要が分かる書類 例ええば、運営規程、利用契約書、重要事項説明書、パンフレット等</p> <p>(2) 事業所のサービス提供概要が分かる書類 例ええば、介護計画書・業務日誌の様式、職員勤務時間表、食事内容の記録等</p> <p>(3) 自己評価及び外部評価結果(別紙4)</p>

別紙4の「1 自己評価及び外部評価結果」(外部評価に係る記入欄を除く)について記載したものと評価のユニットを持つ認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、自己評価には、自己評価の書類等を用いて、各ニットごとに記入欄を作成する。この他必要とする記入欄は、当機関は、業者と事業所との連絡を適切に行うための家族にアンケート調査を実施する。個人情報保護の観点から、アンケート調査は、回収を当機関が行い、送付は事業所が行うものとします。

(4) 例記の他、前記的とし、目的とし、アンケート調査を郵送する。

別紙4の「1 自己評価及び外部評価結果」(外部評価に係る記入欄を除く)について記載したもの。なお、複数のユニットを持つ認知症対応型共同生活介護事業所のごとに作成認可必要運営推進会議事務課書類等。その他の例えの他、当機関は、評価を適切に行うための情報収集を目的としたアンケート調査を行なう。アンケート調査の実施は、事業所と個人情報を保護するため、回収を当機関が行うものとします。

(4)

訪問調査は、書面調査を実施した後に、評価調査を行なうことを原則とする。

(1) 業所により実施する。

(2) 訪問調査等について評価調査及び所定の評価認定の確認と現状の確認を行なう。

(3) 所定の確認をする場合には、評価調査作業を終了した後、訪問調査を終了する。

(4) 者あ担当部に緊急対応する場合は、評価調査を終了する。

訪問調査は、書面調査を実施した後に、評価調査員が事業所をより実施する。

(1) 訪問調査は原則として1日間とし、当該事業所の運営状況を説明する状況の評価項目に関する評価認定基準を用いて評価調査を実施する。

(2) 訪問概要等に現状の確認及び所定の評価項目に該当する場合は、評価調査を終了後、訪問調査を行なう。

(3) 所定の調査作業を終了後、訪問調査を終了する事項(明瞭かなる旨)を確認するサービスの質が著しく低下する場合に緊急対応する場合は、評価調査を実施する。

(4) 著者にあつた場合には、評価調査を実施する。

評価結果の確定

(1) 主任評価員は、書面調査及び訪問調査の結果を総合的に判断し、別添1の評価項目について、訪問調査項目の合意により評価を行ふ。評価調査員全員の合意により評価結果」を当機関あて提出する。

(2) 当機関は、(1)の報告書の提出を受けたときは、評価結果を受

(1) 主任評価員は、書面調査及び訪問調査の結果を総合的に判断し、別添1の評価項目について、訪問調査を行つた評価調査員全員の合意により評価をを行い、「1自己評価及び外部評価結果」を当機関あて提出する。

<p>けた事業所に対して、郵送又は電子メールにより同報告書を添付する旨を定める。告知する。</p> <p>(3) 当機関は、(2)の告知期間が経過した後に、(1)の評価結果を踏まえ、評価料の提出があつたと見做す。</p>	<p>また、評価料の提出があつたと見做す。評価結果の内容を検討し、当機関としての評価結果を決定する。</p> <p>たゞしきは、(1)の評価結果を踏まえ、評価料にあつたと見做す。</p> <p>たゞしきは、(1)の評価結果を踏まえ、評価料にあつたと見做す。</p> <p>たゞしきは、(1)の評価結果を踏まえ、評価料にあつたと見做す。</p>	<p>たゞしきは、(1)の評価結果を踏まえ、評価料にあつたと見做す。</p> <p>たゞしきは、(1)の評価結果を踏まえ、評価料にあつたと見做す。</p> <p>たゞしきは、(1)の評価結果を踏まえ、評価料にあつたと見做す。</p> <p>たゞしきは、(1)の評価結果を踏まえ、評価料にあつたと見做す。</p>	<p>たゞしきは、(1)の評価結果を踏まえ、評価料にあつたと見做す。</p> <p>たゞしきは、(1)の評価結果を踏まえ、評価料にあつたと見做す。</p> <p>たゞしきは、(1)の評価結果を踏まえ、評価料にあつたと見做す。</p> <p>たゞしきは、(1)の評価結果を踏まえ、評価料にあつたと見做す。</p>
<p>けた事業所に対して、郵送又は電子メールにより同報告書を添付する旨を定める。告知する。</p> <p>(3) 当機関は、(2)の告知期間が経過した後に、(1)の評価結果を踏まえ、評価料の提出があつたと見做す。</p>	<p>また、評価料の提出があつたと見做す。評価結果の内容を検討し、当機関としての評価結果を決定する。</p> <p>たゞしきは、(1)の評価結果を踏まえ、評価料にあつたと見做す。</p> <p>たゞしきは、(1)の評価結果を踏まえ、評価料にあつたと見做す。</p> <p>たゞしきは、(1)の評価結果を踏まえ、評価料にあつたと見做す。</p>	<p>たゞしきは、(1)の評価結果を踏まえ、評価料にあつたと見做す。</p> <p>たゞしきは、(1)の評価結果を踏まえ、評価料にあつたと見做す。</p> <p>たゞしきは、(1)の評価結果を踏まえ、評価料にあつたと見做す。</p> <p>たゞしきは、(1)の評価結果を踏まえ、評価料にあつたと見做す。</p>	<p>たゞしきは、(1)の評価結果を踏まえ、評価料にあつたと見做す。</p> <p>たゞしきは、(1)の評価結果を踏まえ、評価料にあつたと見做す。</p> <p>たゞしきは、(1)の評価結果を踏まえ、評価料にあつたと見做す。</p> <p>たゞしきは、(1)の評価結果を踏まえ、評価料にあつたと見做す。</p>

7. 結果の通知等  
当機関は、評価結果を決定したときは、これを評価を受けた事業所から提出された別紙4「1自己評価及び外部評価結果」と併せて、独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉保健医療情報ネットワークシステム(WAMNET)」に掲載する。  
また、当該結果を評価結果に通知する際は、当該事業所とどおりの改善状況を「WAMNET」に掲載するものとする。
8. その他  
本実施要領は、評価を受けた事業所に応じて開示することとする。

(別添1) 自己評価項目  
(別添2) 外部評価項目

(別添 3) 情報公開項目  
(別添 4) 評価審査委員会委員名簿

\* 別添 1～別添 3については、各都道府県において定めた  
項目を添付

(別紙 3 の 2)

「小規模多機能型居宅介護事業所もしくは認知症対応型共同  
生活介護事業所」におけるサービスの質の評価に関する業務委  
託契約書(参考例)

「事業者名を記載」(以下「甲」という。)と「外部評価を行  
う評価機関名を記載」(以下「乙」という。)は、「指定地域密  
着型サービス事業者の人員、設備及び運営に関する基準」(平成  
18年厚生労働省令第34号)「[第72条第2項又は第97条  
第7項のいずれかを記載]に定める「[小規模多機能型居宅介  
護又は認知症対応型共同生活介護のいずれかを記載]」の質  
の評価」(以下「外部評価」)として行われるサービスの質の外部評  
価(以下「外部評価」という。)について、次のとおり委託契約を締結  
する。

(業務委託)

第1条 甲は、自ら運営する「事業所名を記載」の外部評価に  
関する業務を乙に委託し、甲は乙に対して、乙が定めること  
による評価手数料を支払う。

(協力義務)

第2条 乙は、「課長通知」に沿って定める外部評価の実施要領  
(以下「実施要領」という。)に基づき、「事業所名を記載」  
におけるサービス提供等について外部評価を行うものとし、  
甲は乙の外部評価の業務につき必要な資料を提供するほか、  
評価業務に全面的に協力する義務を負う。

(書面調査の調査票作成及び提出)

(別添 3) 情報公開項目  
(別添 4) 評価審査委員会委員名簿

\* 別添 1～別添 3については、各都道府県において定めた  
項目を添付

(別紙 3 の 2)

「認知症対応型共同生活介護事業所」におけるサービスの質  
の評価に関する業務委託契約書(参考例)

「事業者名を記載」(以下「甲」という。)と「外部評価を行  
う評価機関名を記載」(以下「乙」という。)は、「指定地域密  
着型サービス事業者の人員、設備及び運営に関する基準」(平成  
18年厚生労働省令第34号)「[第72条第2項又は第97条  
第7項のいずれかを記載]に定める「[小規模多機能型居宅介  
護の質の評価]」の一環として行われるサービスの質の外部評  
価(以下「外部評価」という。)について、次のとおり委託契約を締結  
する。

(業務委託)

第1条 甲は、自ら運営する「事業所名を記載」の外部評価に  
関する業務を乙に委託し、甲は乙に対して、乙が定めること  
による評価手数料を支払う。

(協力義務)

第2条 乙は、「実施要領」に基づき、「事業所名を記載」  
におけるサービス提供等について外部評価を行うものとし、  
甲は乙の外部評価の業務につき必要な資料を提供するほか、  
評価業務に全面的に協力する義務を負う。

(書面調査の調査票作成及び提出)

<p>第3条 甲は、実施要領に基づく書面調査の調査票を作成し、乙に提出する。</p> <p>(外部評価結果報告書の送付)</p> <p>第4条 乙は、外部評価結果報告書を作成し、甲に送付する。</p>	<p>(評価手数料)</p> <p>第5条 甲は乙に対し、実施要領に基づく評価手数料として金〇〇〇〇円を支払う。</p> <p>(評価手数料の支払方法)</p> <p>第6条 甲は乙に対し、乙から請求のあつた日の翌日から14日以内に支払金として、乙は、残金は、訪問調査実施決定の通知が甲に送達された日の翌日から14日以内に支払う。</p> <p>2 甲は、前項の評価手数料を、乙が指定する銀行口座に振込送金する。</p>	<p>(評価手数料)</p> <p>第5条 甲は乙に対し、実施要領に基づく評価手数料のうち金〇〇〇〇〇円を支払金として、乙は、残金は、訪問調査実施決定の通知が甲に送達された日の翌日から14日以内に支払う。</p> <p>2 甲は、前項の評価手数料を、乙が指定する銀行口座に振込送金する。</p> <p>(評価手数料の支払方法)</p> <p>第6条 甲は乙に対し、乙から請求のあつた日の翌日から14日以内に支払金として、乙は、残金は、訪問調査実施決定の通知が甲に送達された日の翌日から14日以内に支払う。</p> <p>2 甲は、前項の評価手数料を、乙が指定する銀行口座に振込送金する。</p>	<p>(契約の解除等による措置)</p> <p>第7条 甲は、書面調査票を提出した後、外部評価報告書が策定されるまでの間に、甲の都合により本契約を解除することができる。</p> <p>2 甲が、書面調査票を提出した後、甲に起因する事情により乙が、書面調査を辞退した場合には、乙は甲が本契約を解除したものとみなすことができる。</p> <p>3 乙は、甲が第5条及び第6条に定める評価手数料を支払わぬ場合その他本契約上の協力義務を履行しない場合は、一定の期間を定めて催告したうえ、本契約を解除することができる。</p> <p>4 前3項の事由に基づき本契約が解除された場合、乙は甲に対し、支払い済みの申込金は返還しない。なお、その他の部分については、委託された業務の執行状況に基づき、乙の算定により支払い済みの評価手数料の一部を返還する。</p> <p>(不可抗力による契約の終了)</p> <p>第8条 天災地変その他甲乙双方の責に帰することができない</p>
--	--	---	--

<p>事由によって、この契約の全部又は一部が履行不能になったときは、この契約は、その部分について効力を失う。</p> <p>2 前項の場合には、甲の支払済み評価手数料に対する乙の取扱いは前条第4項なお書の例による。</p>	<p>(秘密の保持)</p> <p>第9条 乙は、甲より提出された資料について善良なる管理者の注意を持つて保管するものとする。また、乙は、第1条に規定する業務遂行上知り得た機密事項を他に漏らしてはならない。</p>	<p>(別途協議)</p> <p>第10条 この契約に定めのない事項については、甲乙双方協議の上定める。</p>	<p>この契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し、甲乙各1通を保有する。</p>	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 33%;">平成 年 月 日</td><td style="text-align: center;">この契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し、甲乙各1通を保有する。</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">(委託者) 甲 [事業者の名称、住所、代表者の名前 印]</td><td style="text-align: center;">(受託者) 甲 [事業者の名称、住所、代表者の名前 印]</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">(受託者) 乙 [評価機関の名称、住所、代表者の名前 印]</td><td style="text-align: center;">(受託者) 乙 [評価機関の名称、住所、代表者の名前 印]</td></tr> </table> <p>別紙4 (略)</p>	平成 年 月 日	この契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し、甲乙各1通を保有する。	(委託者) 甲 [事業者の名称、住所、代表者の名前 印]	(受託者) 甲 [事業者の名称、住所、代表者の名前 印]	(受託者) 乙 [評価機関の名称、住所、代表者の名前 印]	(受託者) 乙 [評価機関の名称、住所、代表者の名前 印]	<p>様式 利用者家族等アンケート用紙（小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所共通）</p> <p>以下の質問について、「小規模多機能型居宅介護事業所またはグルーブホーム（以下「事業所」という。）を利用されているご家族（本人）について伺います。当ではまる番号に○をつけください。</p>
平成 年 月 日	この契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し、甲乙各1通を保有する。										
(委託者) 甲 [事業者の名称、住所、代表者の名前 印]	(受託者) 甲 [事業者の名称、住所、代表者の名前 印]										
(受託者) 乙 [評価機関の名称、住所、代表者の名前 印]	(受託者) 乙 [評価機関の名称、住所、代表者の名前 印]										

てください。